

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第十六条関係）

改 正 案	現 行
<p>（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）</p> <p>第三条の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し 国内において昭和六十三年四月一日以後に支払うべき利子等又は投 資信託（公社債投資信託、特定株式投資信託（信託財産を株式のみ に対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち 、その受益証券が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二 条第十六項に規定する証券取引所に上場されていることその他の政 令で定める要件に該当するものをいう。以下この節において同じ。 ）及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託 の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等の 支払をする者は、財務省令で定めるところにより、当該利子等又は 配当等の支払に関する同法第二百二十五条第一項の調書を同一の内 国法人又は国内に恒久的施設を有する外國法人に対する一回の支払 ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をそ の支払の確定した日（無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託 、投資信託（特定株式投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の 受益証券の収益の分配に関するものについては、その支払をした日 ）の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない 。</p>	<p>（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）</p> <p>第三条の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し 国内において昭和六十三年四月一日以後に支払うべき利子等又は投 資信託（公社債投資信託、特定株式投資信託（信託財産を株式のみ に対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち 、その受益証券が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二 条第十四項に規定する証券取引所に上場されていることその他の政 令で定める要件に該当するものをいう。以下この節において同じ。 ）及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託 の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等の 支払をする者は、財務省令で定めるところにより、当該利子等又は 配当等の支払に関する同法第二百二十五条第一項の調書を同一の内 国法人又は国内に恒久的施設を有する外國法人に対する一回の支払 ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をそ の支払の確定した日（無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託 、投資信託（特定株式投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の 受益証券の収益の分配に関するものについては、その支払をした日 ）の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない 。</p>

(上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例)

第九条の五 証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社（以下この項において「上場会社等」という。）が、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三十号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この項において「公開買付け」という。）により自己の株式の取得をした場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに応じて行う当該上場会社等の株式の譲渡の対価として当該上場会社等から交付を受けた金銭の額が当該上場会社等の法人税法第二条第十六号に規定する資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は適用しない。

2 (略)

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成元年四月一日以後に株式等の譲渡（証券取引法第二条第二十項

(上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例)

第九条の五 証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社（以下この項において「上場会社等」という。）が、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三十号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この項において「公開買付け」という。）により自己の株式の取得をした場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに応じて行う当該上場会社等の株式の譲渡の対価として当該上場会社等から交付を受けた金銭の額が当該上場会社等の法人税法第二条第十六号に規定する資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は適用しない。

2 (略)

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成元年四月一日以後に株式等の譲渡（証券取引法第二条第十七項

に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次項、次条、第三十七条の十一の一及び第三十七条の十二の二において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び第五項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雜所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条及び次条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第七項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定により読み替えた同法第六十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課す。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引所（証券取引法第二条第十六条に規定する証券取引所をいう。第四項及び次条において同じ。）に上場されている株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を除く。）その他これに類するものとして政令で定める株式（当該証券取引所に上場され

に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次項、次条、第三十七条の十一の一及び第三十七条の十二の二において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び第五項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雜所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条及び次条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第七項第五号の規定により読み替えた同法第七十二条から第八十七条までの規定により読み替えた同法第六十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課す。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引所（証券取引法第二条第十四条に規定する証券取引所をいう。第四項及び次条において同じ。）に上場されている株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を除く。）その他これに類するものとして政令で定める株式（当該証券取引所に上場され

た日その他の政令で定める日（以下この項において「上場等の日」という。）においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第一条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この項及び次条から第三十七条の十一の四までにおいて同じ。）への売委託に基づくもの又は証券業者に対するものに限る。）であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

3-7 (略)

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十五年一月一日以後に前条第三項に規定する株式等（証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものに限る。以下この条から第三十七条の十一の四まで及び第三十七条の十二の二において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条から第三十七条の十一の五まで、第三十七条の十二の二、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三において同じ。）のうち次に掲げ

た日その他の政令で定める日（以下この項において「上場等の日」という。）においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この項及び次条から第三十七条の十一の四までにおいて同じ。）への売委託に基づくもの又は証券業者に対するものに限る。）であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

3-7 (略)

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十五年一月一日以後に前条第三項に規定する株式等（証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものに限る。以下この条から第三十七条の十一の四まで及び第三十七条の十二の二において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条から第三十七条の十一の五まで、第三十七条の十二の二、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三において同じ。）のうち次に掲げ

る上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項から第三項までにおいて「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第五項の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する額とする。

一 証券業者、銀行又は証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関への売委託により行う上場株式等の譲渡（これに類するもので政令で定めるものを含む。）

二(四) (略)

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例)
第三十七条の十三の三 特定中小会社の特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）

る上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項から第三項までにおいて「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第五項の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する額とする。

一 証券業者又は銀行への売委託により行う上場株式等の譲渡（これに類するもので政令で定めるものを含む。）

二(四) (略)

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例)
第三十七条の十三の三 特定中小会社の特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）

が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日

(以下この項において「上場等の日」という。)以後に当該払込み

により取得をした特定株式(その上場等の日において当該特定株式

をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政

令で定める期間が三年を超えるものに限る。)の譲渡(その上場等

の日以後三年以内に行われる譲渡(証券取引法第二条第十七項に規

定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。)で第三十

七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当

該証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。)をし

た場合における同条第一項の規定の適用については、当該譲渡によ

る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式

の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定め

るところにより計算した金額(第三項及び第五項において「特定株

式に係る譲渡所得等の金額」という。)の二分の一に相当する金額

とする。

2～5 (略)

(特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者
者が、平成十七年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間
に、上場株式等(第三十七条の十第三項に規定する株式等のうち証
券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されているも
のその他これに類するものとして政令で定めるものをいうものとし

が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日

(以下この項において「上場等の日」という。)以後に当該払込み

により取得をした特定株式(その上場等の日において当該特定株式

をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政

令で定める期間が三年を超えるものに限る。)の譲渡(その上場等

の日以後三年以内に行われる譲渡(証券取引法第二条第十七項に規

定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。)で第三十

七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当

該証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。)をし

た場合における同条第一項の規定の適用については、当該譲渡によ

る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式

の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定め

るところにより計算した金額(第三項及び第五項において「特定株

式に係る譲渡所得等の金額」という。)の二分の一に相当する金額

2～5 (略)

(特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者
者が、平成十七年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間
に、上場株式等(第三十七条の十第三項に規定する株式等のうち証
券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されているも
のその他これに類するものとして政令で定めるものをいうものとし

、その譲渡が、第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この項において「源泉徴収選択口座」という。）に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡に該当するもの及び源泉徴収選択口座において同項に規定する差金決済の処理が行われた同項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡に該当するものを除く。以下この項において同じ。）でその者が租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百三十四号）附則第一条ただし書に規定する日から平成十四年十二月三十一日までの間に取得（購入又は払込みによるものに限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）をしたものとして政令で定めるもの（その取得の時において上場株式等に該当していたものに限る。以下この項において「特定上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含むものとし、証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）のうち次に掲げる特定上場株式等の譲渡をした場合には、その年においてこれらの譲渡をした特定上場株式等のうち、次項に定めるところにより提出した同項に規定する特定上場株式等非課税適用選択申告書にこの項の規定の適用を受けるものとして記載されたものでの取得対価の額（購入した特定上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした特定上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額が千万円（その年の前年又は前々年においてこれらの譲渡

、その譲渡が、第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この項において「源泉徴収選択口座」という。）に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡に該当するもの及び源泉徴収選択口座において同項に規定する差金決済の処理が行われた同項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡に該当するものを除く。以下この項において同じ。）でその者が租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百三十四号）附則第一条ただし書に規定する日から平成十四年十二月三十一日までの間に取得（購入又は払込みによるものに限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）をしたものとして政令で定めるもの（その取得の時において上場株式等に該当していたものに限る。以下この項において「特定上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含むものとし、証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）のうち次に掲げる特定上場株式等の譲渡をした場合には、その年においてこれらの譲渡をした特定上場株式等のうち、次項に定めるところにより提出した同項に規定する特定上場株式等非課税適用選択申告書にこの項の規定の適用を受けるものとして記載されたものでの取得対価の額（購入した特定上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした特定上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額が千万円（その年の前年又は前々年においてこれらの譲渡

をした特定上場株式等につき次項に規定する特定上場株式等非課税適用選択申告書が提出されている場合には、政令で定めるところにより、千万円からこの項の規定の適用を受けるものとして当該特定上場株式等非課税適用選択申告書に記載された特定上場株式等に係る取得対価の額の合計額を控除した残額。次項において「非課税適用購入限度額」という。)に達するまでのものの当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、所得税を課さない。

一 証券業者(第三十七条の十第二項に規定する証券業者をいう。

次号において同じ。)、銀行又は証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関への売委託により行う特定上場株式等の譲渡(これに類するもので政令で定めるものを含む。)

2 (4) (略)

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引をし、かつ、当該各号に掲げる取引(以下この条及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済(以下この条及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、

をした特定上場株式等につき次項に規定する特定上場株式等非課税適用選択申告書が提出されている場合には、政令で定めるところにより、千万円からこの項の規定の適用を受けるものとして当該特定上場株式等非課税適用選択申告書に記載された特定上場株式等に係る取得対価の額の合計額を控除した残額。次項において「非課税適用購入限度額」という。)に達するまでのものの当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、所得税を課さない。

一 証券業者(第三十七条の十第二項に規定する証券業者をいう。

次号において同じ。)又は銀行への売委託により行う特定上場株式等の譲渡(これに類するもので政令で定めるものを含む。)

2 (4) (略)

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引をし、かつ、当該各号に掲げる取引(以下この条及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済(以下この条及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、

その年中の当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一　（略）

二 平成十六年一月一日以後に行う証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引（以下この号、第三項及び第四項において「有価証券先物取引等」という。）当該有価証券先物取引等の決済（当該有価証券先物取引等に係る有価証券の受渡しが行われることとなるものを除く。）

2　（略）

3 先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下

その年中の当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一　（略）

二 平成十六年一月一日以後に行う証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引、同条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十九項に規定する有価証券オプション取引（以下この号、第三項及び第四項において「有価証券先物取引等」という。）当該有価証券先物取引等の決済（当該有価証券先物取引等に係る有価証券の受渡しが行われることとなるものを除く。）

3　（略）

3 先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下

この項及び次項において同じ。)を、その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等又は証券業者等」という。)に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、当該商品取引員等又は証券業者等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等又は証券業者等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 (略)

二 委託により有価証券先物取引等をした場合 当該有価証券先物取引等の委託を受けた証券業者(証券取引法第一条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律第一条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この号において同じ。)の営業所の長(有価証券先物取引等の委託の取次ぎにより当該証券業者に当該有価証券先物取引等の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを受けた証券業者の営業所又は証券取引法第六十五条第一項ただし書に規定する銀行若しくは協同組織金融機関の営業所の長)

三 (略)

4 商品取引員等又は証券業者等は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた商品先物取引又は有価証券先物取引等について差金等決済があつた場合には、当該商品先物取引又は有価証券

この項及び次項において同じ。)を、その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等又は証券業者等」という。)に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、当該商品取引員等又は証券業者等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等又は証券業者等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 (略)

二 委託により有価証券先物取引等をした場合 当該有価証券先物取引等の委託を受けた証券業者(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この号において同じ。)の営業所の長(有価証券先物取引等の委託の取次ぎにより当該証券業者に当該有価証券先物取引等の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを受けた証券業者の営業所又は証券取引法第六十五条第一項ただし書に規定する銀行の営業所の長)

三 (略)

4 商品取引員等又は証券業者等は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた商品先物取引又は有価証券先物取引等について差金等決済があつた場合には、当該商品先物取引又は有価証券

先物取引等について、それぞれ当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、その者の氏名及び住所、当該差金等決済ごとの決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び対価の額若しくは約定価格等（商品取引所法第百三十六条の二十一の約定価格等をいう。）又は有価証券先物取引等の種類、数量及び対価の額若しくは約定指数（証券取引法第二条第二十一条項に規定する約定指数をいう。）若しくは約定数値（同項に規定する約定数値をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第七項において「先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引又は有価証券先物取引等の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等又は証券業者等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5(9) (略)

（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の五 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定株式 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 当該相続開始の時において、当該株式が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されていないことその他こ

先物取引等について、それぞれ当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、その者の氏名及び住所、当該差金等決済ごとの決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び対価の額若しくは約定価格等（商品取引所法第百三十六条の二十一の約定価格等をいう。）又は有価証券先物取引等の種類、数量及び対価の額若しくは約定指数（証券取引法第二条第十八項に規定する約定指数をいう。）若しくは約定数値（同項に規定する約定数値をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第七項において「先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引又は有価証券先物取引等の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等又は証券業者等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5(9) (略)

（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の五 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定株式 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 当該相続開始の時において、当該株式が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていないことその他こ

れに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

二 口 (略)

三 特定受贈株式 特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）であつた被相続人が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 当該贈与の日の属する年において、当該株式が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

四 口 (略)
3 13 (略)

（株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税）

第九十一条の四 証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所（次項において「証券取引所」という。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行

れに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

二 口 (略)

三 特定受贈株式 特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）であつた被相続人が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 当該贈与の日の属する年において、当該株式が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

四 口 (略)
3 13 (略)

（株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税）

第九十一条の四 証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所（次項において「証券取引所」という。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行

われた商法第二百十八条第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社における執行役の決定を含む。以下この項において同じ。）又は商法第三百四十二条第一項の規定による同法第二百二十一條第一項本文に規定する一単元の株式の数（以下この項において「一単元の株式の数」という。）の変更に係る株主総会の決議若しくは同条第二項の規定による一単元の株式の数の変更に係る取締役会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に作成する株券のうち、次に掲げるもの（当該株式の分割の日又は一単元の株式の数の変更の日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

2
（略）

われた商法第二百十八条第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社における執行役の決定を含む。以下この項において同じ。）又は商法第三百四十二条第一項の規定による同法第二百二十一條第一項本文に規定する一単元の株式の数（以下この項において「一単元の株式の数」という。）の変更に係る株主総会の決議若しくは同条第二項の規定による一単元の株式の数の変更に係る取締役会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に作成する株券のうち、次に掲げるもの（当該株式の分割の日又は一単元の株式の数の変更の日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

2
（略）